

社会福祉法人 葛飾会
評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 葛飾会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とす。

(意義)

第2条 この規定において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第2章による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第4章による理事及び監事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外をいう
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額 13,000 円とし、評議員会等当法人業務への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 非常勤役員の報酬は日額 13,000 円とし、理事会等当法人業務への出席の都度支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には支給しない。

(退職慰労金)

第4条 役員の退職慰労金は、別に定める役員退職金内規により支給する。

(報酬の支給日)

第5条 翌月 10 日に支給する。ただし、当日が休日または金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

(報酬支払方法)

第6条 前条各号に規定する報酬、費用等は本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込によって全額を支払うものとする。ただし、法令によるものと、本人との控除協議によって定めたものは、これを報酬から控除して支給する。

(費用の弁償)

第7条 当法人は、第2条の第1号、第2号、第3号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されたものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込によって全額を支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和4年10月15日より施行する。